

2015 年 11 月 19 日

外務大臣 岸田文雄 様

## 要請と質問書

国際環境 NGO FoE Japan

原子力資料情報室

原水爆禁止日本国民会議

グリーンアクション

反核世界社会フォーラム 2016 日本準備会

平和と民主主義をめざす全国交歓会

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会

ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン

ピースボート

NPO 法人ピースデポ

戦略 ODA と原発輸出に反対する市民アクション(COA-NET)

「しないさせない！戦争協力」関西ネットワーク

ストップ・ザ・もんじゅ

たんぼぼ舎

とめよう原発！！関西ネットワーク

若狭連帯行動ネットワーク

本年 12 月に予定されている安倍晋三首相訪印時に、現在締結交渉がおこなわれている日印原子力協力協定に調印すると報じられています。しかし、これまで核廃絶を繰り返し提唱してきた被爆国日本が、核不拡散条約に加盟する意思のないインドと原子力協力協定を締結し、原発・原子力技術を輸出することは、世界ならびに日本の核廃絶の努力に致命的な影響を与えるのではないかと私たちは懸念しています。

また、1979 年スリーマイル島原発、1986 年チェルノブイリ原発、そして 2011 年福島第一原発で繰り返されてきた過酷事故は、原発が人類と環境に壊滅的な被害をもたらす危険性を持つことを明らかにしました。そのような状況であるにもかかわらず、日本政府が諸外国への原発・原子力技術輸出を後押ししていることに、私たちは重大な疑問を感じています。重大事故が起きれば日本の責任も問われることとなります。

## 要請

- インドとの原子力協力協定を締結しないでください。

このような立場から、インドとの原子力協力について、以下の通り質問いたします。

### 1. インドへの原子力協力の制限にたいする評価

(ア) 1974年、インドは核実験を実施し、これを受けて原子力供給グループ(NSG)が設置され、インドに対する諸外国からの原子力協力は中断された。結果、インドは原子力関係の資機材や技術の輸入ができなくなり、すべてを国内で賄わなければならなくなった。こうした制裁の結果、インドは、例えばIAEAに1984年に提出した報告書においてもみられるように、機器の輸入が困難になったことによる原子力開発計画の遅延が発生した。

また、インドは原子力関連技術でも遅れをとってきた。例えば、インドにある原発の多くは20万kW程度の加圧型重水炉だが、カナダでは1970年代には60万kW級の加圧型重水炉が実用化されている。

このように、インドに対する原子力関連のさまざまな制裁措置はある程度有効に機能していたと思われるが、こうした制裁措置を日本政府はどのように評価しているのか。

(イ) 1998年にインドとパキスタンは核実験を実施した。その際、国連は、両国の核実験を非難する安全保障理事会決議1172(日本、スウェーデン、コスタ・リカ、スロヴェニア共同提案)を全会一致で可決した。この決議はパラ8で「全ての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器及び核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発計画に何らかの形で資することのある設備、物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励」している。また、日本政府も両国に対し新規無償資金協力や新規円借款の停止等からなる経済制裁を課した。こうした制裁は、2001年の9.11同時多発テロを機にこうした制裁を解除された。一方で、インド政府は自発的モラトリアムとして核実験を停止しているものの、依然として、NPTにもCTBTにも加盟していない核兵器保有国であり、さらに核兵器の近代化や核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発を推進している。

日本政府はこの経済制裁の実施と解除をどのように評価しているのか。

## 2. IAEA 保障措置協定にたいする評価

(ア) 2014年に発効したインドとIAEAの保障措置の追加議定書(INFCIRC/754/Add.6)はINFCIRC/66型の協定であるINFCIRC/754の追加議定書であり、補完的アクセスなどは認められていない。また、複数の原子炉がIAEA保障措置の対象外であり、依然として軍事用の核分裂生成物の製造が可能なままとなっており、実際に製造を続けている。

日本政府はこの協定をどのように評価しているのか。

(イ) 複数の核関連施設がIAEA保障措置の対象外であり、加えて、保障措置対象外の施設が一時的に保障措置対象となりうるなど、インドにおける民生用と軍事用施設の境界は極めて不明確だと思われる。日本政府がインドと協定を締結した場合、どのようにして日本由来の核関連資機材、そして日本の「旗がたった」核物質の核兵器転用を防止するのか。

## 3. インドと原子力協力を検討することへの評価

(ア) 被爆国日本がインドと原子力協力協定締結交渉をおこなうことへの評価

2015年は広島・長崎の被爆70年という節目となる年である。この70年間、多様な人々が核兵器のない世界を求めて活動してきた。しかし、核兵器保有国は1945年当時の3カ国(米国・英国・カナダ)から9カ国(米国・英国・フランス・ロシア・中国・イスラエル・インド・パキスタン・北朝鮮)に増加したと言われている。一方で核不拡散のための基礎となるNPTにインド・パキスタン・北朝鮮・イスラエルは非加盟である。

現在、日本政府は事実上の核兵器保有国であるインドと原子力協力協定の締結交渉をおこなっているが、インドはNPTやCTBTには加盟しないことを繰り返し明言している。被爆国日本が、そのような態度を示すインドを原子力協力が可能な相手方として取扱い、原子力協力協定の締結交渉をおこなうこと自体が、インドの核兵器保有国としての地位の強固化に繋がることとなりと考えるが、この点について日本政府の見解を問いたい。

(イ) インドとの原子力協力協定のもつ世界への波及効果への評価

核兵器保有国インドを例外扱いして原子力協力協定を締結した場合、同様に核

兵器を保有し NPT に加盟していないパキスタンやイスラエル、北朝鮮が同様の特別扱いを要求することが想定される。また NPT に加盟している国々が、核兵器開発を求める可能性も想定される。

日本政府はこの波及をどのように止めるつもりか、その方策を問いたい。

(ウ)2015 年 NPT 運用検討会議が最終文書に合意できなかった状況下でインドと原子力協力協定締結交渉をおこなうことの評価

2015 年の NPT 運用検討会議が最終文書に合意すること無く終了したことは、極めて残念な事態である。外務省が評価している通り、このことは「NPT を中心とする国際的な核軍縮・不拡散体制に一定の打撃を与えることは否めない」。

一方で、日本政府は、例年、国連総会第一委員会に提案している「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」において「国際的な核不拡散体制の基礎としての核不拡散条約（NPT）、及び同条約の 3 本柱（核軍縮、核不拡散、原子力の平和的利用）を追求するための不可欠な基礎としての NPT の決定的な重要性を再確認」している。

このように NPT 体制が脆弱化している状況下において、NPT の決定的重要性を再確認するよう提案している日本が、NPT に加盟していない核兵器保有国インドとの原子力協力協定の締結交渉をおこなっていることを、日本政府はどのように評価しているのか。

(エ)インドをどのようにして NPT・CTBT に加盟させるのか

インドは核軍縮・不拡散の国際的な前提とされている NPT や CTBT には加盟しないことを繰り返し明言しているが、昨年 9 月のナレンドラ・モディ首相来日の際に発表された「日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップのための東京宣言」のパラ 20 において「安倍総理は、日本から移転された資機材及び技術が大量破壊兵器の運搬手段に用いられないとの確約を含む、不拡散分野におけるインドの取組を称賛」している。その一方でこれまで日印首脳会談の度に指摘されてきた、核兵器の全面的な廃絶に向けた共通のコミットメントや CTBT 早期発効の重要性は指摘されていない。

確かに、インドは核不拡散分野において努力しており、核実験についても自主的モラトリアムにコミットしている。しかし、インドが NPT や CTBT に加盟しない以上、全ては自主的な行動に過ぎず、国際環境が変化すれば、こうした自主的モラトリアムはいつでも破棄しうるものだ。

日本政府はこのようなインドをどのようにして NPT や CTBT に加盟させるのか。

(オ)インドと原子力協力協定を締結することによる南アジア地域の核軍備強化圧力への評価

インドは核兵器用のプルトニウム生産を中止していない。かつて、海外からの原子力協力が得られなかった時代は、国内の質・量ともに乏しいウラン鉱山から産出されるウランを軍事用・民生用に分けなければならなかったが、海外からのウラン輸入が可能となった現在、国内産出分についてはすべてを核兵器用に用いることも可能な状態となっている。

南アジアの軍事的緊張は高まっており、隣国パキスタンの核弾頭数は2011年の110～130発から、2025年には220～250発となるという研究結果も発表されている。

このような状況下で日本がインドと原子力協力協定締結交渉をおこなうことは、南アジアの核軍拡競争をより強化する機能を果たしかねないが、日本政府はこの状況を打開するためにどのような方策を取るのか。